

2024年1月23日

日本国総理大臣 岸田文雄様
防衛大臣 木原稔様

念仏者九条の会 共同代表
季平恵海、藤本信隆、木村真昭
松嶋澄雄、小武正教
非戦平和を願う真宗門徒の会
呼びかけ人 石橋純誓

陸上自衛隊による靖国神社への集団参拝に抗議し、 厳正に処分することを求めます

1月9日、陸上自衛隊小林弘樹幕僚副長ら陸上自衛隊員が組織として集団で靖国神社に参拝しました。事前に実施計画が作成され、公用車を使用し、各部隊担当を通して1人2000円ずつ玉串料を徴収し奉納したことは、「宗教施設への部隊での組織的参拝」「隊員に参加強制」を禁じた事務次官通達(1974年)違反であるばかりでなく、そもそも憲法20条「政教分離」の違反であります。

靖国神社は戦前、旧陸海軍両省が管理し、戦死者を「英霊」として祀ることにより、国民を戦争に動員するための軍事的宗教施設としての役割を担っていました。かつて日本は、アジアの国々への侵略によって大変な被害を与えています。そして今でも日本が侵略したアジアの国々から靖国神社は「軍国主義のシンボル」と見られているのです。

2023年7月、陸上自衛隊の元幕僚長が、自衛官の戦死に備えて靖国神社を国家の「慰霊顕彰施設として復活させよ」と公然と主張していることが、「日本会議」の出版物の記事に掲載されました。そしてそれに続いて、今年の自衛隊幹部による靖国神社への組織的参拝です。

政府与党は、2015年9月19日に「平和安全関連保障法」を強行採決し、日本は限定的ながら集団的自衛権を行使出来る国になりました。そして、反撃能力(「敵基地攻撃能力」)を可能とすること、防衛費を増大するなど、日本は「戦争する国」に突き進んでいるといわざるを得ません。

「戦う国は、祀る国」といわれます。今この時機に、陸上自衛隊の幹部が集団で靖国神社に参拝することは、戦闘で死亡した兵士を新しい「英霊」として祀ることへの地ならしと考えざるを得ません。

朝日新聞(2024年1月13日)の報道によれば、2015年には、さいたま市にある陸自の化学学校が、「精神教育」の一部として、所属隊員を靖国神社に参拝させたとして、関係者が通達違反で処分される事案があったとされています。つまり、今回の集団参拝は、明確な憲法違反であり、通達違反であります。

私たち仏教徒は戦前、侵略戦争をする国に従い「戦死を誉め讃え、後に続け」といって戦意高揚の一翼を担う葬儀や法要をしたという痛恨の歴史があります。そのため私たち仏教徒・念仏者は二度とその過ちを繰り返さないための、総理大臣などの公的立場の人間が靖国神社に参拝することをはじめ、国が特定の宗教、とりわけ靖国神社と繋がることに強く反対の意思表示をしてきました。

私たちは自衛隊員の「戦死」を先取りするような自衛隊幹部の行動に強く抗議します。そして、この自衛隊幹部の行動に厳正な処分を下されることを求めます。

以上

念仏者九条の会 広島県三次市東河内街237 西善寺内 ☎0824-63-8042
非戦平和を願う真宗門徒の会 広島県呉市阿賀中央2-4-14 ☎0823-74-9222